令和８年１１月
県立柏原高等学校

学校感染症による出席停止の報告について（お願い）

学校保健安全法施行規則第１８条に定められた感染症に感染した場合、同施行規則第１９条に定められた期間は、出席停止となります。出席停止の対象となる感染症は下記のとおりです。

医師より下記の感染症に罹患していると診断された場合は、保護者が学校へ連絡してください。**医師等が記入する診断書や治癒証明書の提出は不要**です。

学校へ提出するものとして、「学校感染症罹患報告書（保護者記入）」・「調剤明細書等のコピー」をお願いします。

医師に指示された療養期間を守って、治療に専念してください。

【学校感染症の種類】

第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ ＊新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症
第２種	インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※以下）

※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められている感染症。必ず出席停止を行うべきというものではない。各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断される。

例）感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病等